

令和 8 年度

委 託 訓 練 説 明 書

(長期高度人材育成コース)

令和 7 年12月

長崎県雇用労働政策課

目 次

1	目的	1
2	国家資格等の種別	1
3	委託訓練コース及び訓練機関の選定方法	1
4	実施主体（委託元）	1
5	企画コンペ参加資格	1
6	訓練提案における留意事項	3
7	訓練期間	3
8	訓練時間等	3
9	訓練実施体制及び訓練スケジュール	3
10	修了要件等	4
11	訓練機関の業務	4
12	訓練実施方法	4
13	委託訓練の対象者	4
14	訓練生の取扱い	5
15	就職支援	5
16	定着支援	6
17	委託費	6
18	委託費の支払い	7
19	提出書類、提出期限及び提出方法等	7
20	プレゼンテーションの実施	7
21	委託先訓練機関及び訓練コースの内定	8
22	委託契約の締結	8
23	その他	8

1 目的

委託訓練は、離職者、母子家庭の母等、障害者、職業能力開発及び向上について特に援助を必要とする者等に対して迅速かつ効果的な職業訓練を実施するため、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に基づき、公共職業能力開発施設が専修学校、各種学校、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等（以下「訓練機関」という。）に委託して行う職業訓練です。長期高度人材育成コースは、正社員就職を希望する非正規雇用労働者等が、安定した雇用環境への転換を図るため、企業が求める国家資格等の高い職業能力を習得することを支援し、正社員就職の実現を目指すことを目的とします。

2 国家資格等の種別

本訓練は、経済産業省により公表されている「ITスキル標準（ITSS）」において「上位者の指導の下に、要求された作業を担当する」ことが出来ることとされているレベル2相当以上の資格取得を目標とする職業訓練を行う課程とします。

3 委託訓練コース及び訓練機関の選定方法

公募型企画コンペ方式により訓練コース及び訓練機関を選定します。

4 実施主体（委託元）

委託訓練の実施主体は、長崎高等技術専門校及び佐世保高等技術専門校（以下「高等技術専門校」という。）とします。

5 企画コンペ参加資格

委託訓練は、訓練機関が高等技術専門校に代わり公共職業訓練を実施するものであるため、委託先訓練機関は委託訓練を遂行する能力を有すると認められる者である必要があります。そのため、下記項目の全てを満たす者であることを企画コンペ参加資格とします。

（1） 次のいずれの事項にも該当しない者であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者。
- イ 次の①から⑥までのいずれかに該当する事実があった後、不正行為に係る処分を通知した日から5年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者。
 - ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - ⑤ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。
 - ⑥ ①から⑤までのいずれかに該当する事実があった後、不正行為に係る処分を通知した日から5年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- ウ 下記19に掲げる提出書類及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者。
- エ 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者。
- オ 下記19に掲げる提出期限の日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者

又は受けることが明らかである者。

カ 下記19に掲げる提出期限の日以前 6 か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者。

キ 破産法（平成16年法律第75号）第18条第 1 項若しくは第19条第 1 項の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。

ク 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者。

ケ 委託訓練委託費に関して不正受給に係る処分を受けた者であって、不正行為に係る処分を通知した日から 5 年を経過していない者。

コ その他、公共職業訓練の委託先として明らかに適正を欠くと判断される者。

(2) 委託訓練を適切に運営できる組織体制、施設、設備等が整備されており、訓練の実施に加え訓練生の訓練受講、職業能力習得、就職等の状況把握及び報告を的確に実施できるものであること。具体的には、次の要件を全て満たしていること

ア 訓練運営に当たって、施設、設備、訓練指導体制等の訓練全般に係る総括責任者 1 名を訓練実施施設ごとに配置できる体制が講じられていること。

イ 訓練生及び高等技術専門校からの問い合わせ等に常時対応する窓口としての事務責任者を 1 名以上配置できる体制が講じられていること。

ウ 訓練教室の有効面積は、訓練生 1 人当たり 1.65㎡以上であること。

エ 騒音、空調、照明等の訓練環境を十分配慮した教室を確保できること。

オ 訓練にパソコンを使用する内容が含まれている場合は、次の要件を全て満たしていること。

① パソコンは、1 人 1 台使用できること。

② ソフトウェアは、使用許諾契約に基づき適正に使用できるものであること（教育訓練用として、不特定多数の者がソフトウェアを使用することが可能であること。）。

③ 技術革新の進展に適切に対応したものを使用すること。

カ その他、訓練に必要な設備、機器が整備されていること。

キ 学科の科目について、通信の方法のうち、テレビ会議システム等を使用し、講師と訓練生が映像・音声により互いにやりとりを行う等の同時かつ双方向に行われるもの（以下「オンライン」という。）によっても行うことができるものとします。（詳細は別紙 5 を確認すること）。

(3) 委託訓練を効果的に指導できる専門知識、能力、経験を有する講師を配置できるものであること。具体的には、次の要件を全て満たしていること。

ア 講師は、職業訓練指導員免許を有する者又は職業能力開発促進法第30条の 2 第 2 項の規定に該当する者であり、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者であること。

ただし、上記に当てはまらない者であっても、担当する科目の訓練内容に関する実務経験を 5 年以上有する者、学歴又は資格によって担当する科目の訓練内容に関する指導能力を明らかに有すると判断される者等職業訓練の適切な指導が可能な者は講師として配置することを可能とする。

イ 講師の数は、実技については訓練生 20 人に対し 1 人以上、学科については概ね 30 名に 1 人以上を配置できること。

ウ 講師は当該分野の専門的な指導経験（職業訓練における指導経験も含む。）、機器導入の業務等、日常的に機器の利用方法等についてユーザーに説明する業務に従事した経験が 1 年以上であること。

エ 講師の都合等による休講は認められないこと。

(4) 就職支援責任者を配置し、訓練生の就職支援等の業務を適切に実施できる体制が整備されて

いること（業務内容の詳細については下記11と15参照）。

- (5) キャリアコンサルタント（国家資格）、キャリアコンサルティング技能士（1級又は2級）（国家検定）又は職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者のいずれかを配置し、ジョブ・カードの作成支援及びジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング及び能力評価を実施できる体制が整備されていること（長期高度人材育成コースにおいて、平成30年度以降に新たに受託する訓練実施機関については当面の間は必要としない。）。
- (6) 離職者等再就職訓練事業については、提案する委託訓練と同等の講座を、実施した実績があること。
- (7) 厚生労働省が実施している「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン事業所認定」を取得している場合は、委託先機関選定の際の加算要素とします。
- (8) 原則として、委託訓練説明会に参加した者であること。

6 訓練提案における留意事項

提案しようとする訓練科は、**訓練機関における過去の委託訓練実績において**、当該課程の就職率実績が正社員（期間の定めのない雇用）就職率80%以上であること。

7 訓練期間

訓練期間は1年以上2年以内とする。

当該訓練科においては、資格取得を修了要件とするため、訓練期間中に資格試験を受験することとし、訓練期間中に有資格者となるよう設定すること。

※「1年以上」の基準について

12か月を1年とする場合、訓練開始月及び訓練終了月において1月の途中に開始又は終了するものは、原則16日以上訓練設定日があるもののみ「1年以上」とする。ただし、業務独占又は名称独占資格にかかる法律に基づき各所管大臣が指定する養成施設で1年以上の習得を必要とされているものについては、訓練開始月及び訓練終了月に1日以上の訓練設定日があるものについて、通算して「1年以上」として扱う。

8 訓練時間等

- (1) 訓練時間は年間1,400時間以上とする。

ただし、以下に該当するものは1年間の総訓練時間を700時間以上とする。

- ① 業務独占資格又は名称独占資格に係る法律に基づき各所管大臣が指定する養成施設で1年以上の習得を必要とされているもの。
- ② 文部科学大臣が認定する職業実践専門課程であるもの。
- ③ 学校教育法に基づく専門職大学院における専門職学位課程であるもの。
- ④ 教育訓練機関の一般の受講者における直近2年間の国家資格等合格率が概ね全国平均以上であるもの。

- (2) 実訓練とは別に入校式、修了式、就職支援を行うものとする。ただし、入校式及び修了式は訓練時間に含まないものとし、就職支援は訓練時間に含むものとする。

なお、入校式、修了式、就職支援はいずれも訓練日数に含むものとする。

- (3) オリエンテーションは、訓練日数に含み、訓練時間には含まないものとする。

9 訓練実施体制及び訓練スケジュール

訓練の実施体制は、次のア又はイいずれかの体制により実施すること。

ア 一般向けに開設している教育訓練の定員の一部に訓練生を入校させ、同一環境下で実施する体制とするもの。

イ 一般向け教育訓練と区分した、集合型により実施する体制とするもの。

スケジュールは、原則として訓練実施体制が一般向け教育訓練と同一環境による合同訓練の場合は、訓練カリキュラムや訓練時間は同一のものとすること。また、夜間、土日のみ訓練を実施するものでないこと。

10 修了要件等

(1) 修了要件

総訓練設定時間の 80%以上の訓練受講時間であり、かつ設定した資格の取得を修了要件とすること。ただし、大臣指定養成施設にて実施する訓練コースについては、当該指定の要件となる養成課程の修了（卒業）要件に適合するものとする。

(2) 技能照査

職業能力開発促進法第 21 条の規定に基づき、技能及びこれに関する知識の照査（以下「技能照査」という。）のため、訓練機関は要件を満たした訓練生に対し、卒業証明書又は修了証明書を交付するとともに、高等技術専門校長は、当該証明書が交付された訓練生が当該訓練コースの修了要件を満たしたことを確認し、技能照査の合格証書を交付するものとする。

11 訓練機関の業務

(1) 委託訓練を受託した訓練機関は、職業訓練の実施に伴う業務として、次の業務を行うこととします。

- ア 訓練生の出欠席の管理及び指導等
- イ 訓練の指導記録の作成
- ウ 受講証明書等に係る事務処理
- エ 訓練生の欠席届等に係る各種証明書等の添付の確認及び提出指導
- オ 訓練生の住所、氏名、金融機関等の変更に係る事務処理
- カ 訓練生の中途退校に係る事務処理
- キ 受講証明書、欠席・遅刻・早退届、添付証明書等の提出
- ク 就職支援責任者の配置、求人開拓、求人情報の提供等、訓練生に対する就職支援の実施
- ケ 災害発生時の連絡
- コ 訓練実施状況、能力習得状況、就職状況、定着状況の把握及び報告
- サ 能力評価及び職業能力証明シートの作成
- シ その他、高等技術専門校が必要と認める事項

12 訓練実施方法

訓練カリキュラムは、通学制とします。なお、特段の事情等により通学制による訓練が実施できないと認められる場合及び別紙 5 の要件を全て満たす場合は、オンラインによる訓練を可能とします。

13 委託訓練の対象者

- (1) 概ね 55 歳未満の者
- (2) 直近の就業体形態において有期労働契約などによる非正規雇用労働者など、就業経験において不安定就労の期間が長いことや安定就労の経験が少ないことにより能力開発機会が乏しかった者または出産・育児等により長期間離職していた女性等
- (3) 国家資格等高い知識及び技能を習得し正社員就職を希望する者
- (4) 当該訓練コースを終了し対象資格等を取得する明確な意思を有する者

- (5) ハローワークにおける職業相談において、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを受け、職業経験の棚卸し及び職業生活設計等の結果、当該訓練の受講が必要と認められるもの。
- (6) 過去に当該訓練コース及び1年以上の公共職業訓練（委託訓練）を受講（正当な理由の無い中途退校も含む）したことの無い者

14 訓練生の取扱い

- (1) 受講料について
訓練生の受講料は無料とする。
- (2) テキスト代等について
訓練生本人に帰属するテキスト代等は訓練生の負担とする。
- (3) 労災保険について
委託訓練は労災保険不適用であるため、特に安全衛生には気をつけること。ただし、職場実習を実施する場合、当該実習期間は労災特別加入の対象となり、県の負担により労災保険に特別加入するものとする。
- (4) 原則として時間外、夜間、泊まり込み等による訓練はできない（ただし、当該職種によって、夜間の就業が通常である等特に必要である場合を除く。その場合は、事前に高等技術専門校へ書面等により連絡をすること。）。
- (5) 訓練生に対するパソコン等の商品の斡旋・販売等は禁止する。

15 就職支援

訓練機関は、訓練期間中及び訓練終了後を通じ訓練生の就職促進に努めることとします。

具体的な就職支援内容については、職務経歴書・履歴書の作成指導、面接指導、キャリア・コンサルティング、職業相談、求人開拓、求人情報の提供、職業紹介（無料の職業紹介の届出又は許可を受けている場合及び有料職業紹介の許可を受けている場合に限る。）等、訓練生の就職に資する各種取り組みとします。

(1) 就職支援責任者の配置

訓練機関は、就職支援責任者を配置し、訓練生に対して就職支援を実施するものとし、就職支援責任者の業務内容は次のとおりとする。

ア 過去の訓練生に対する就職実績等を踏まえ、訓練生に対する就職支援を企画・立案すること。

イ 訓練生に対するキャリア・コンサルティング、ジョブ・カードの作成支援等の就職支援が適切に実施されるよう管理すること。

ウ 就職支援に関し、高等技術専門校、公共職業安定所等の関係機関及び訓練修了生の就職先候補となる事業主、事業主団体等と連携し、求人情報を確保又は提供し、訓練修了生に情報提供を行うこと。

エ 訓練修了生及び就職を理由として中途退校した者の就職状況を把握、管理するとともに、公共職業安定所に報告すること。

※ 就職支援責任者はキャリアコンサルタント（国家資格）、キャリアコンサルティング技能士（1級又は2級）（国家検定）又は職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者あることが望ましいこと。また、訓練実施日数のうち50%以上の日数は、当該訓練の就職支援責任者が当該訓練実施施設にて業務を行うこととする。

(2) ジョブ・カード作成アドバイザーまたはキャリア・コンサルタント（国家資格）等の配置

訓練機関は、キャリアコンサルタント（国家資格）、キャリアコンサルティング技能士（1級又は2級）（国家検定）又は職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者を配置し、訓練生に対するジョブ・カードの作成支援、並びにジョブ・カードを活用

したキャリア・コンサルティング及び能力評価を実施すること。

キャリアコンサルティングは、訓練期間中に 3 回以上行うことが望ましいが、実施に当たっては、訓練生の意向を踏まえつつ、効果的な就職支援となるよう適切な時期を選ぶこと。なお、キャリアコンサルティングの全ての回において、ジョブ・カードを活用する必要はない。

ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングについては、訓練期間の後半に、訓練により習得した内容等を踏まえて実施すること。

16 定着支援

受託者は、当該訓修了生について、訓練修了後 3 か月以内に訓練に関連する職業に就職した者（内定、日雇い、1 週間の所定労働時間が 20 時間未満の雇用契約及び自営を除く。以下「修了就職者」という。）を対象として、次の支援を行うものとします。

（1） 就業状況確認

就職後 6 か月間において、最低月に 1 回以上の頻度で修了就職者に就業状況を対面、電話又はメールなどによりヒアリングを行うこと。また、離職し求職中であることを把握した場合には、安定所の利用を促すこと。

（2） フォローアップ

上記（1）により、受講した職業訓練において修得した知識又は技能について、修了就職者が課題を抱えていることが認められた場合は、適切な助言又は必要に応じて補講等を行うこと。なお、この場合の補講において発生する費用は、あらかじめ修了就職者の同意を得た上で自己負担として実施すること。

（3） 定着者数の把握及び報告

受託者は、修了就職者が就職後 6 か月間（就職した日から起算して 180 日間）継続して雇用されているかどうかを、修了就職者から就業状況報告書の提出により把握を行うとともに、委託者に対し当該把握結果を就業状況報告一覧表にまとめて訓練修了日の翌日から起算して 290 日以内に報告すること。なお、報告の際には、就業状況報告書の写しを添付すること。就業状況の報告に係る様式は、委託者が別に定めるものとする。

17 委託費

委託費は、下記のとおりとします。なお、偽りその他不正な行為を行い、又は行おうとしたことが明らかとなった訓練機関については、不正行為に係る処分を通知した日から 5 年間、受託機会を与えないこととするほか、必要な措置を講じます。

なお、提案書の記載に際しては、**1 人 1 月当たり訓練実施経費に係る見積額を記入することとし、別紙「委託訓練企画コンペ参加申請書・提案書作成にあたっての留意事項」の「第 14 委託訓練提案書に記載する金額について（P 2）」をご確認ください。**

（1） 委託費は訓練実施経費と定着支援経費とする。

（2） 訓練実施経費は、個々の経費の積み上げによる実費とするが、1 人 1 月当たり 120,000 円（外税）を上限とし、当該積算資料及び応募者の施設において参考となる授業料資料を添付するものとする。

（3） 経費の積算に当たっては、訓練に真に必要な経費を積み上げるものとする。なお、訓練生本人の所有となるテキスト代、国家資格等の受験料や行事費等は訓練生本人の負担とし、積算に含めないことに留意する。

（4） 定着支援経費は、本訓練コースを修了し、訓練に関連する職業に就職した者（訓練終了後 3 か月以内に就職した者（内定を除く）（以下「修了就職者」という。）について、就職後 6 か月間（就職した日から起算して 180 日間）継続して雇用されていた場合に修了就職者 × 1 人当たり 50,000 円（外税）を支払うものとする。

18 委託費の支払い

- (1) 訓練実施経費は各会計年度の 6 か月ごとの訓練終了後に当該訓練にかかる報告を受理した後、受託者からの請求に基づき当該 6 か月分の委託料を支払うものとする。
- (2) 訓練実施経費の額は、暦月毎に算定することとし、当該月においてあらかじめ定められた訓練時間の 80 % に相当する訓練を受講した者を対象に委託料を算定し、支払うものとする。ただし、委託料支払いの算定基礎となる 6 か月間において、当該 6 か月間における訓練時間の 80 % に相当する時間の訓練を受講した者については、当該 6 か月全期間を支払対象として訓練実施経費を算定し、支払うものとする。なお、夏季冬季等の休暇により訓練すべき日数がない月がある場合、当該月は上記の要件を満たすものとして取り扱うこととする。
- (3) 訓練生が中途退所した場合は、訓練実施経費の減額を行うものとする。

19 提出書類、提出期限及び提出方法等

- (1) 提出書類及び部数 別添資料（委託訓練企画コンペ提出書類一覧）に記載のとおり
- (2) 提出期限 令和 7 年 12 月 24 日（水） 15 時まで（期限厳守）
- (3) 提出先

長崎高等技術専門校所管分	佐世保高等技術専門校所管分
長崎高等技術専門校 企画広報室 〒851-2127 長崎県西彼杵郡長与町高田郷547-21 TEL 095-887-5671 FAX 095-813-5676	佐世保高等技術専門校 企画広報室 〒857-0361 長崎県北松浦郡佐々町小浦免1572-26 TEL 0956-62-3799 FAX 0956-62-4153

- (4) 提出方法
持参又は郵送（簡易書留郵便等、配達記録を証明できるもの。）とします。
※ 郵送の場合でも上記（2）の提出期限内必着とします。特に期限最終日は混雑する場合がありますので、各高等技術専門校企画広報室と調整の上、持参してください。
- (5) 提出に当たっての留意事項
 - ア 委託訓練提案書は、真に実施可能な訓練コース数を踏まえて提出すること。
 - イ 提出された書類は、返還しない。
 - ウ 虚偽の記載をした企画コンペ参加申請書及び委託訓練提案書は無効とする。
 - エ 上記 5 に掲げる企画コンペ参加資格を満たさない者が提出した委託訓練提案書は無効とする。
 - オ 提出書類の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
 - カ 提出書類に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

20 プレゼンテーションの実施

委託訓練提案書の内容等の審査に当たって、訓練機関から直接説明を受け、内容等を確認するため、必要に応じてプレゼンテーションを実施します。

日程等詳細は、委託訓練提案書を提出された訓練機関に対して別途お知らせいたしますが、予定は次のとおりです。

- (1) 長崎高等技術専門校所管分
 - ア 実施日 ※日時については別途お知らせします。
 - イ 開催方法 WEB形式
- (2) 佐世保高等技術専門校所管分
 - ア 実施日 ※日時については別途お知らせします。
 - イ 開催方法 WEB形式

21 委託先訓練機関及び訓練コースの内定

ご提案いただいた訓練内容等を審査した上で、原則として令和 8 年 1 月下旬までに委託先訓練機関及び訓練コースを選定し、選定結果は、委託訓練提案書提出者の全てに文書で通知することとしています。

なお、選定された委託訓練の内容等につきましては、県内の雇用情勢、求職者の動向等により、訓練実施時期、訓練定員等の変更、訓練科名及び訓練カリキュラムの一部変更を依頼する場合がありますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

22 委託契約の締結

各訓練コースの合格者数の確定後に、高等技術専門校に見積書を提出の上、契約となります。

23 その他

選定された訓練コースの訓練開始時期、訓練実施計画書等の提出、訓練実施に係る付帯業務等については、内定通知後に、所管の高等技術専門校からご連絡します。